

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月二十五日

徳島県人事委員会委員長      坂    田    千代子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六―一二）の一部を次のように改正する。

別表第一こども女性相談センターの項(5)中「副所長」の下に「及び次長」を加える。

附 則

1    この規則は、公布の日から施行する。

2    改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。